

公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

令和7年度 海外ビジネス人材育成及びオンラインを活用した海外販路開拓支援 運営業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

消費市場（最終製品）をターゲットとした海外販路開拓支援のため、主に海外展開初心者を対象に、海外営業人材育成、営業ツール作成、アジアを中心とした複数国のバイヤーとの商談機会創出・フォローアップを通じ、より具体的な成果につなげるべく、広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

発注者の指定場所

(5) 契約上限

3,900,000円（消費税および地方消費税を含む）

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、大阪産業局は契約金額以外の費用を負担しない。

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者または複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が以下の要件に該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税および地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（①キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（①キに掲げる者を除く。）でないこと。

- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付または物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4. 公募概要

(1) 公募期間

令和 7 年 4 月 3 日（木）から令和 7 年 4 月 28 日（月）

(2) スケジュール

令和 7 年 4 月 3 日（木）	公募開始、質問受付開始
令和 7 年 4 月 10 日（木）	17 時 質問受付締切
令和 7 年 4 月 17 日（木）	14 時（予定） 質問回答
令和 7 年 4 月 28 日（月）	17 時（必着） 応募書類提出締切
令和 7 年 5 月 2 日（金）	選定委員会
令和 7 年 5 月 9 日（金）	結果通知（予定）

(3) 質問の受付および回答

ア 受付期間

公募開始日から令和 7 年 4 月 10 日（木）17 時まで

イ 提出方法

質問書を電子メール（ibo@obda.or.jp）にて送付すること。

※件名に「【質問】令和 7 年度オンラインを活用した海外販路開拓支援プロポーザル」と明記してください。

ウ 質問回答

令和 7 年 4 月 17 日（木）14 時（予定）に、大阪産業局 WEB サイト（https://www.obda.or.jp/events/ibo_events_all/ibo_events/r7_onlinebusiness.html）にて公開します。個別には回答しません。

(4) 応募に関する事項

ア 提出書類

原本 1 部および PDF 形式の電子データ。

応募申込書、見積書、誓約書の原本には捺印のこと。

提出書類については、仕様書を確認のうえ、作成すること。

① 企画提案書（様式 1）

※企画提案書を補足する資料については、様式自由。

- ② 見積書（自由形式）
 - ※見積根拠となる積算金額を詳細・明瞭に表記してください。
 - ※契約金額については、提案見積額を基準に発注者と協議のうえ確定します。
- ③ 誓約書（様式2・様式3）
 - ※共同企業体で参加する場合は、参加企業すべてが提出してください。
- ④ 業務実績申告書（自由形式）
 - ※過去3年以内に実施した本業務と関連性の高いものを記載してください。
 - 特に実績がない場合は、その旨を記載し提出してください。
- ⑤ 会社・団体概要（自由形式）
 - ※パンフレット等が冊子等印刷物の場合は、PDF形式の電子データは不要とし、冊子を4部提出してください。
- ⑥ 共同企業体届出書（様式4）
 - ※共同企業体で参加の場合は提出してください。

イ 提出方法

提出期限までに提出先まで提出すること。原本は持参または郵送での提出とし、配達までに送達過程の記録が確認できる簡易書留等にて送付すること。

提出先：公益財団法人大阪産業局 国際事業部

オンラインを活用した海外販路開拓支援事業 担当

（原本）〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 7F

（電子データ）ibo@obda.or.jp

ウ 提出期限

令和7年4月28日（月）17時必着

エ その他

- ① 提出書類はカラーとモノクロのどちらも可とする。
- ② 書類提出後の差し替えは認めない（大阪産業局が補正を求める場合を除く）。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとする。
- ④ 所在地など申請内容等に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

5. 選定に関する事項

（1）選定方法

審査・選定については、当財団にて選定委員会を設置し、提出された企画提案書等の内容を評価し、審査員の評価点数の合計が最も高い応募事業者を契約受託者として選定する。

選定委員会において、応募事業者による10分間のプレゼンテーションと選定委員による10分間の質疑を実施する。開催形式はオンライン（Zoom）を予定。

（2）選定スケジュール

審査	令和7年5月2日（金）
結果通知	令和7年5月9日（金）予定

(3) 審査基準

以下の表に基づき、大阪産業局にて審査を実施する。必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する。

評価項目	審査内容	配点
目的・内容の理解度	本業務の目的を十分に理解し、的確に反映された提案内容となっているか。	15
提案内容の有効性、実現性	提案内容は、参加企業の成長機会の創出や海外展開販路開拓につながるなど、具体的な成果に結びつくような工夫が盛り込まれているか。	50
	提案内容は、実現性が高いものとなっているか。	10
業務実績	業務を効果的に実施するための豊富な実績・ノウハウやネットワークを有しているか。	10
実施体制	業務を遂行するために必要かつ十分な体制となっているか。	10
提案見積価格	提案内容に対して、妥当な見積価格となっているか。	5
合計		100

※審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとし、審査内容については開示しない。

(4) 選定結果の通知および公表

選定結果はすべての参加者に対し、令和7年5月9日（金）（予定）に様式1に記載の担当者メールアドレス宛てに通知するとともに、大阪産業局ホームページに掲載する。

なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

(5) 失格事由

応募者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の応募者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 応募書類に虚偽の記載が認められた場合
- エ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6. その他

- (1) 応募に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (2) すべての提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

- (3) 「5.選定に関する事項(5)失格事由」等により大阪産業局が損害を被った場合、賠償を請求することがある。
- (4) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については大阪産業局と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (5) この要領に定めない事項については協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であったものから順に契約交渉を行うことができるものとする。

7. 問い合わせ先

公益財団法人大阪産業局 国際事業部 国際ビジネス支援チーム

〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 7F

電話：06-6947-4088 メール：ibo@obda.or.jp